

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例（令和二年三月二十四日三重県条例第四号）

最終改正:

改正内容:令和二年三月二十四日三重県条例第四号

○三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

令和二年三月二十四日三重県条例第四号

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例をここに公布します。

三重県水産業及び漁村の振興に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条—第七条)

第二章 基本計画(第八条)

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築(第九条・第十条)

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化(第十一条—第十四条)

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築(第十五条—第十八条)

第四節 その他の施策(第十九条・第二十条)

附則

三重県は、千キロメートル以上に及び海岸線を有し、静穏で遠浅の砂浜が広がる伊勢湾、リアス海岸の志摩半島、黒潮の影響を強く受ける熊野灘、さらには宮川をはじめとする大小の河川など、豊かな漁場に恵まれ、漁船漁業のほか、伝統的な海女漁業や本県が技術発祥の地である真珠養殖業など、地域の特性を活かして古くから多種多様な水産業が営まれてきた。

また、本県の水産業は、豊かな海や河川の恵みを享受し、漁村地域の主幹産業として、全国有数の生産量を誇っており、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに大きく貢献してきた。しかしながら、水産資源の減少、漁場環境の悪化や漁業者の高齢化、気候変動等による海洋環境の変化など、水産業や漁村を取り巻く情勢は厳しさを増している。

このような状況の下、本県の水産業が情勢の変化に的確に対応し、水産物の安定的な供給が確保されるとともに、漁村文化の継承をはじめとする漁村の役割が将来にわたって持続的に発揮されていかなければならない。

ここに、県、市町、水産業者等、県民が互いに連携して、豊かな海や河川を将来に引き継ぎ、力強い水産業と活力に満ちた漁村の構築を計画的に推進することにより、「水産王国みえ」としてさらなる発展を図るため、この条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、水産業及び漁村の振興に関し、基本理念を定め、並びに県の責務及び水産業者等、県民等の役割を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって水産業の健全な発展及び豊かで活力のある漁村の構築を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 水産業 漁業及び水産加工業をいう。
- 二 水産業者等 水産業を営む者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- 三 県産水産物 県内で生産された水産物をいう。

(基本理念)

第三条 水産業及び漁村の振興は、将来にわたって水産業が安定的に継続され、県民が豊かな県産水産物のすばらしさを実感していることが重要であることに鑑み、次に掲げる事項が推進されることを基本としなければならない。

- 一 将来にわたって漁業が継続的に行われ、漁業者が一定以上の所得を確保しているよう、水域環境の保全を図りながら、水産資源の適切な保存及び管理によりその維持及び増大を図るとともに、競争力のある養殖業が確立されること。
- 二 様々な世代の漁業者が生き生きと働き、次の世代に継承できる魅力ある水産業及び漁村が確立しているよう、多様で意欲のある若者が漁業に就業し、及び漁業技術が伝承されるとともに、漁業者自らが高い付加価値を創出すること等により水産業者等の経営力が強化されること。
- 三 災害に強く生産性が高い水産業及び安心して快適な漁村が構築されているよう、漁村地域の防災及び減災対策、水産業の持続的な発展に資する基盤整備並びに活力ある漁村づくりが行われること。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念(以下単に「基本理念」という。)にのっとり、国、市町及び水産業者等と連携を図りつつ、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、水産業及び漁村に関する情報の提供等を通じて、水産業及び漁村の振興に関する県民の理解を深めるよう努めなければならない。

(水産業者等の役割)

第五条 水産業者等は、水産業及びこれに関する活動を行うに当たっては、自らが水産業及び漁村の振興を図る主体であるとの認識の下に、相互に連携して基本理念の実現に向けて主体的に取り組むよう努めるものとする。

(県民等の役割)

第六条 県民は、水産業及び漁村並びに県産水産物に関する理解を深めるとともに、水産物に関する消費生活の向上及び水域環境の保全に努めるものとする。

2 県内の水域において遊漁その他の余暇活動を行う者及びこれに関する事業を営む者は、航行等の秩序を守り、及び漁業制度に関する理解を深めるとともに、漁業生産活動及び水域環境に影響を与えないよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第七条 県は、水産業及び漁村の振興に関する施策を実施するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第二章 基本計画

第八条 知事は、水産業及び漁村の振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画(以下「基本計画」という。)を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 水産業及び漁村の振興に関する基本的な方針及び主要な目標

二 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策の実施に関し必要な事項

三 前二号に掲げるもののほか、水産業及び漁村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ広く県民の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 知事は、毎年一回、基本計画に基づく施策等の実施状況について公表しなければならない。

6 知事は、水産業及び漁村をめぐる情勢の変化を勘案し、おおむね五年ごとに、基本計画の見直しを行い、必要な変更を加えるものとする。

7 第三項及び第四項の規定は、前項の基本計画の変更について準用する。

第三章 水産業及び漁村の振興に関する基本的施策

第一節 水産資源の維持及び増大並びに競争力のある養殖業の構築

(水産資源の維持及び増大)

第九条 県は、水産資源の適切な保存及び管理を図るため、科学的知見を踏まえた漁獲量及び漁獲努力量の管理、漁業者への指導及び監督、遊漁に係る秩序の形成、密漁対策その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、栽培漁業の推進を図るため、水産動植物の種苗の適正な規模での生産及び放流並びに放流した水産資源の保護その他の必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、水産資源に関する調査及び研究の推進を図るため、海況及び漁況に関する調査及び研究その他の必要な措置を講ずるものとする。

(競争力のある養殖業の構築)

第十条 県は、安全で安心な養殖水産物の安定供給を図るため、疾病のまん延防止等の適切な対策、養殖環境の保全、生産履歴に係る情報の保管及び開示の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、安定的で収益性の高い養殖業の経営の確立を図るため、養殖水産物の需要の拡大、需要に応じた生産及び新たな技術の導入の支援その他の必要な措置を講ずるものとする。

第二節 多様な担い手の確保及び育成並びに経営力の強化

(多様な担い手の確保及び育成)

第十一条 県は、水産業の多様な担い手の確保及び育成を図るため、水産業の魅力の発信、就業希望者の受入環境の整備、労働環境の改善、水産業と福祉に関する事業の連携の促進、水産業者等の漁業及び加工の技術並びに経営管理能力の向上その他の必要な措置を講ずるものとする。

(安定した漁業経営の育成)

第十二条 県は、安定した漁業経営の育成を図るため、収益性の向上に資する施設の導入の促進、事業の共同化及び拡大の促進、県産水産物の活用に関する漁業者及び水産加工業者間の連携の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産業協同組合の経営の安定)

第十三条 県は、水産業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第二条に規定する水産業協同組合をいう。)の経営の安定を図るため、その組織及び事業の強化及び充実、合併等による再編の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県産水産物の競争力の強化)

第十四条 県は、県産水産物の競争力の強化を図るため、県産水産物に関し、六次産業化等による高付加価値化の促進、観光業その他の産業との連携、衛生管理の高度化及び流通の効率化の促進、輸出の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

第三節 災害に強く生産性が高い水産基盤の整備及び活力ある漁村の構築

(水産業の基盤の整備)

第十五条 県は、災害に強く生産性が高い水産業の構築を図るため、漁港及び漁村の防災及び減災対策、漁港及び漁場並びに流通加工施設の整備その他の必要な措置を講ずるものとする。

(水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造)

第十六条 県は、水産動植物の生育環境の保全、改善及び創造を図るため、藻場及び干潟の造成、漁業者等が行う藻場、干潟等の保全活動の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(活力ある漁村の構築)

第十七条 県は、活力ある漁村の構築を図るため、水産業及び漁村が有する文化の継承、景観の保全その他の多面にわたる機能の発揮の促進、水産業及び漁村と観光業との連携の強化の促進、漁港施設等の利用に係る秩序の形成及び積極的な活用の促進その他の必要な措置を講ずるものとする。

(内水面地域の活性化)

第十八条 県は、内水面地域の活性化を図るため、内水面における水産資源の保全及び活用、内水面における漁場環境の保全及び管理その他の必要な措置を講ずるものとする。

第四節 その他の施策

(水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及)

第十九条 県は、水産業に関する技術の研究開発の推進及びその成果の普及を図るため、国、高等教育機関(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第八十三条に規定する大学及び同法第一百五十五条に規定する高等専門学校をいう。)、民間企業その他試験研究機関との連携の強化、水産業に応用が可能な技術又は研究を活用した先端的な研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十条 県は、県民の水産業及び漁村に関する理解の促進を図るため、水産業及び漁村に関する情報の提供及び学習機会の充実、地産地消の推進、魚食の普及その他の必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、令和二年四月一日から施行する。
